

資料2（第8条）

回答番号	委員名	対象章	改正の必要性	対象となる場所	意見
1	辻本仁士	第2章	条文		子どもは生きる最善の権利を有し、保護対象だけでなく、権利の主体者としてまちづくりに参加することができます。 に改正
2	吉田泰啓	第2章	解説	将来の甲賀市のまちづくりの担い手として大きく成長することが期待できます。	まちづくりの担い手として子どもも将来の『まちづくりの担い手として』参加することが位置づけされていることから、子どもたちが参加できる権利を知らしめる方法がありますか。
3	葛原優子	第2章	解説	「子ども」は18歳未満の市民を想定	18歳になった高校生は「子ども」には入らないのですか？
4	橋本善信	第2章	運用（成果・課題）		外国籍の子どものこと、外国の子のヤングケアラーもいるのでは。また、同性婚、LGBTQ+の権利は??
5	遠藤恵子	第2章	運用（成果・課題）		子どもの意見はどのように聞くのか。ヤングケアラー等を支援している方のお話として、子どもの意見という中に支援を受けている子どもたちはなかなか対象にならないと言われてましたからそのあたりの工夫は必要ではと思います。
6	吉田泰啓	第2章	運用（成果・課題）	第8条（1）成果	子どもがまちづくりの担い手として参加することができた成果はありましたか。子どもたちが将来の甲賀市の担い手になれるには、甲賀市に住み続けられる取組が必要であり、地域に愛着が持てる取組を検討してもらいたい。
7	西野日菜	第2章	運用（成果・課題）		成果・課題として書かれている内容は「守られる・サポートされる」権利に関する記述がほとんどです。参加できる機会を増やしたり、意見を出す受け皿をつくる、等の運用の方法の記載を希望します。

資料2（第9条）

回答番号	委員名	対象章	改正の必要性	対象となる場所	意見
1	山本尚路	第2章	条文	第9条第3項 第11条第1項、第3項	第9条第3項・第11条第1項、第3項の条文に「連携・協力し」とありますが、第1章第2条「定義」にて「連携・協力すること」を協働の定義と定めていますので、協働と表記するのがいいかと思います。 第1章第2条「定義」の協働の定義と意味が異なるのであれば、「連携・協働し」でいいと思いますが、解説を読む限りはさほど違いは無いのかな？と感じます。ニュアンスが違えば、解説でその意図が伝わるように表現すべきかと思います。
2	西野日菜	第2章	解説		学校教育・社会教育という記載がないため、読む人によってのイメージがかなり変わると想定できます。学校教育と地域での社会教育の役割・重要性をどちらも明記できるよう、変更を希望します。加えて、学校に行けない子どもたちに向けた対応（フリースクール等）についても、解説もしくは運用の欄への記載を求めます。
3	橋本善信	第2章	運用（成果・課題）	③第9条～13条	「市民は」とあるが、弱者や外国人、自治会未加入者など誰一人取り残さない対応を。区・自治会、自治振（グランドデザイン推進チーム）、まち協、コミュニティスクール（地域学校協働本部）と共に。11条には多文化防災の視点が必要SNSなどのフェイク情報対応。
4	辻本仁士	第2章	運用（成果・課題）		○コミュニティー 抹消するほうがいい。 事業実態で成果ではない。 成果と言えるようなものは聞こえてこない。
5	平子幸子	第2章	運用（成果・課題）		*第4条では※ユニバーサルデザインの説明文があったので、※コミュニティスクール説明を載せてはどうか。 例) ※コミュニティスクール（学校運営協議会制度） 学校と地域等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる「地域とともにある学校」 Qコミュニティスクール13校町域のバラつきはあるのか。また、目標は？
6	吉田泰啓	第2章	運用（成果・課題）	成果 「コミュニティスクールの導入に向けて研修や説明会を重ねたことにより、市内小中学校27校中13校まで導入が進みました。また、地域学校協働本部は令和4年度に4校、令和5年度に9校、計13校に導入されました。」	令和5年度までに計13校に導入されたとありますが、地域（地域住民）に浸透していないのではないですか。導入した実績は、実際には運用できているのかどうかの検証はなされていますか。
7	吉田泰啓	第2章	運用（成果・課題）	課題 ①「講座や教室の内容が、居場所づくりとしては十分な活動ができたが、地域の課題に即しているとは言えなかった。」 ②「コミュニティスクール、地域学校協働本部の導入について	①もともと誰の居場所づくりだったのですか。 ②地域と連携をしていくことから、各まちづくり協議会等への社会教育統括指導員の配置を検討してはどうか。 ③地域（地域住民）に導入されたことが浸透できるように、現実を踏まえた取り組みを検討してどうか。

資料2（第10条）

回答番号	委員名	対象章	改正の必要性	対象となる場所	意見
1	橋本善信	第2章	条例		第2条の市民の定義と関係するが、「市民・・・国籍等の異なる人々が」とあるが、これだと外国の方は市民でないのかとってしまう。多文化共生として別条項が気になる。赤ちゃんから介護が必要な方まで多くの外国の方が定住・定着しておられる現状に合っていないのでは。解説の最後、多様な文化とふれあい、交流できる環境も必要であるが、現在は甲賀の地で共に生きる模索や活動が求められている。
2	西野日菜	第2章	解説	「将来の市民福祉の向上」	「将来の市民福祉の向上」の中には、外国人転入者の高齢化を見据えての支援体制などが求められると考えます。また、学校や地域・自治体との隔たりに関しても、地域によって大きく差があります。「理解を深める」「文化とふれあって交流できる」だけでなく、共に生活する者として手を打たなければいけない場面を記載することを提案します。
3	遠藤恵子	第2章	運用（成果・課題）		外国人の子育てがコミュニティの中で完結しているのか、どこも行くところがなくて困っているのか、そのあたりの把握をどうしたらよいのか、を考えることが大切ではと思う。
4	吉田泰啓	第2章	運用（成果・課題）		一人暮らしの外国人が増えていると思いますが、普段の暮らしをささえるしくみづくりはありますか。
5	辻本仁士	第2章	運用（成果・課題）	付記	外国籍人口が全体の5%を占め、行政として一つの窓口課を設置する必要が出てきている。その中で各事業所の外国籍労働者雇用担当者や同胞コミュニティとの連携を深め、通訳・生活情報の整理を進める必要がある。

資料2（第11条）

回答番号	委員名	対象章	改正の必要性	対象となる場所	意見
1	西野日菜	第2章	解説	「将来の市民福祉の向上」	「将来の市民福祉の向上」の中には、外国人転入者の高齢化を見据えての支援体制などが求められると考えます。また、学校や地域・自治体との隔たりに関しても、地域によって大きく差があります。「理解を深める」「文化とふれあって交流できる」だけでなく、共に生活する者として手を打たなければいけない場面を記載することを提案します。
2	吉田泰啓	第2章	運用（成果・課題）	第11条（1）成果	①解説や成果の中からは、安全安心なまちづくりとは災害時での対応に即した取組を行ったか備えたかだけしか読み取れないですが。 ②避難所の環境整備（冷暖房設備、プライバシーの保護等）が遅れているところがあると思いますが。 ③普段の生活の中での安全安心なまちづくりの中で、市長等（行政）が行われた取組は具体的に何ですか。
3	吉田泰啓	第2章	運用（成果・課題）	第11条（2）課題 「消防団や民生児童委員、防災士、区・自治会を含めた協議体である自治振興会（まちづくり協議会）を中心とした防災に期待しているところです。」	自治振興会（まちづくり協議会）を中心としたではなく、自治振興会・まちづくり協議会を中心としたというべきです。
4	辻本仁士	第2章	運用（成果・課題）	付記	最近の犯罪の増加悪質化に備え、安心安全のまちづくりを進めるためには防犯意識の高揚とハード面での防犯カメラの設置等犯罪の未然防止につながる取り組みが必要となっている。（カメラ設置の難しさや監視社会につながること等障害は高いが、住民の不安は大きい）

資料 2 (第12条)

回答番号	委員名	対象章	改正の必要性	対象となる場所	意見
1	吉田泰啓	第2章	解説	「市民、議会及び市長等は、市民参加によるまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を共有し、」	①具体的な情報ということは、何でしょうか。 ②情報には、個人情報に含まれているのか、提供された情報の保護の必要性は
2	吉田泰啓	第2章	運用(成果・課題)	第12条 (2) 課題 「障がい者や外国人、区・自治会等に属さない方、行政への関心が少ない方への情報発信について検討が必要です。」	市長等が検討するのか、自治振興会・まちづくり協議会が検討するのですか。